

を応援します
「住宅取得」



二本松市に住宅を新築される方に、最大100万円を助成します。

申請期限 3月30日(金)



～ 利用者の声 ～

子どもが増え、アパート暮らしでは手狭になり、「そろそろマイホームが欲しいけどお金が大変」と考えていたとき、二本松市の補助制度を知りました。この制度が、マイホームの夢を後押ししてくれ、今では家族4人、快適に過ごしています。

- 助成対象者** 市内に定住する意思を持ち、次の要件に該当する方
- ①平成27年4月1日以降に住宅取得契約を締結された方で
 - ②平成28年4月1日以降に住宅取得等をした方
- ※この他に、市税等の滞納をしていないことや、住宅取得の所有権保存登記をした後、3カ月以内に住民登録をしていることなどの要件があります。

対象年齢等	市民 市民 以外		助成額	その他
39歳以下の方	○	○ >>	72万円を 一括支給	二本松市に新たに転入される方で、 <u>新築住宅のための土地を購入している場合には、28万円を上乗せ支給</u>
40歳以上の方	×	○ >>	50万円を 一括支給	請負(売買)契約日から1年前以内に、本市に住所を有していないこと等の要件を満たす方

その他

- 新たに住宅を取得される方で、【フラット35】を利用予定の方について、【フラット35】の利率が5年間低減される制度があります。
 - 県外から新たに転入される方で、市内に一定要件の住宅を取得される方に、最大で200万円の助成制度があります。
- ※詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ…企画財政課地方創生推進係 ☎(24)7120

平成30・31年度

小規模契約希望者登録

の受け付けを開始します

市が発注する小規模な契約（50万円未満）の受注を希望する方の登録を受け付けます。



小規模契約希望者登録とは…

二本松市では、市が発注する小規模な契約（契約金額が50万円未満の修繕、物品調達、役務提供等）の受注を希望される方の登録制度を設けています。

この登録制度は、市が発注する契約のうち、50万円未満で内容が軽易かつ履行の確保が容易な契約を希望する方を登録し、市が発注時に積極的に業者選定の対象にすることによって、市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

この登録申請をし、審査に合格された方は、「二本松市小規模契約希望者登録名簿」に登録され、併せて庁内に周知されることにより、市が発注する小規模な契約の際の業者選定の対象となります。ただし、業者選定や契約を約束するものではありません。

受付期間

2月1日(木)

～28日(水)

※土日祝日を除く。

※現在登録されている方も、今回新たに登録手続きが必要です。

登録できる方

- ・市内に主たる事業所(本店)を置いている方
- ・市税の未納がない方

※すでに入札参加資格審査申請を提出していても、別に

登録する必要があります。

(維持修繕工事関係の方に

ついては、入札参加資格

有効期間

平成30年4月1日

～平成32年3月31日

登録方法

契約管財課(市役所4階)または各支所地域振興課備え付けの申請用紙(添付書類有)に記入の上、申請してください。

※登録申請方法等の詳細は、市ウェブサイトにも掲載しています。

契約が50万円未満の小規模な主な契約(参考)

●維持修繕工事関係

- 土留工事、防護柵工事、舗装修繕工事、左官(ブロック・タイル)工事、塗装工事、大工工事、屋根工事、防水工事、水道・ガス・ボイラー設備修繕工事、空調機器修繕工事、照明・配線工事、電気器具・放送機器修繕工事 など

●測量設計調査関係

工事等に係る調査・設計業務(測量、不動産鑑定業務等)

●物品調達関係

- 文具・事務機器販売、パソコン販売、印刷業務、運動用品販売、遊具修繕、被服・寝具販売、医療機器等販売、家電製品販売・取付・修繕、カメラ用品販売、車両・車両部品販売、燃料販売、内装品等の製造・修繕、屋外広告看板の設置、建材・資材販売、雑貨販売、楽器販売、種苗物品、車両修繕、コンクリート・ブロック販売、砂利販売 など

●役務提供関係

- 警備業務、清掃業務、施設等維持・設備保守管理業務、公園遊具保守点検、樹木等の剪定等庭園管理、調査・分析

業務、カメラ等での撮影業務、情報処理サービス、ネットワークやサーバ関係の保守管理業務、運行業務、運搬業務、クリーニング業務 など

登録名簿の公開

この登録名簿は市役所庁内に公開するほか、一般の方にも活用できるように市のウェブサイトでも公開しますので、あらかじめご了承ください。

注意

- ・小規模契約希望者登録申請による登録が無ければ、原則として市が発注する小規模契約(物品納入等)はできませんので、本市との小規模契約(物品納入等)を希望される方は必ず申請を行ってください。

・登録申請に当たっては、請負った業務の全部または一部を下請に出すことは認められていないので、自らが履行可能な業種のみを申請してください。

◎問い合わせ先:

契約管財課契約係

☎(55)5082